

1 1 生活環境

関連予算の執行額

(単位：千円)

会計 区分	予算科目			予算執行額
	款	項	目	
一般	04衛生費	02環境衛生費	03環境衛生指導費	970,697
一般	04衛生費	02環境衛生費	04公害対策費	141,929
一般	06農林水産業費	04農地費	02土地改良費	※ 2,334,353
一般	06農林水産業費	06水産業費	08 漁港建設費	※ 843,643
一般	08土木費	05都市計画費	01都市計画総務費	※ 102,763
特別	01流域下水道事業費	01旧吉野川流域下水道事業費	01旧吉野川流域下水道建設事業費	230,917

1 生活環境の保全

1 環境監視等の推進（環境管理課）

1(1) 環境の監視

大気関係では、一般大気環境測定局（23局）及び自動車排出ガス測定局（1局）において、大気の汚染状況についての常時監視を行った。

また、一般環境9地点及び道路沿線2地点で大気環境中のアスベスト濃度調査を実施した結果、本県のアスベスト濃度は大気1リットル中0.1本程度と全国と同水準であった。

水質関係では、環境基準の類型指定水域を中心に「公共用水域の水質の測定に関する計画」に基づき、生活環境項目及び健康項目等の測定を国土交通省、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市及び北島町とともに行った。

○ 環境基準の達成状況

区 分		測定局（水域）数	達成局（水域）数	達成率（%）
大 気	二酸化いおう	19	19	100
	二酸化窒素	20	20	100
	浮遊粒子状物質	19	19	100
水 質	河 川	26	26	100
	海 域	11	11	100

※河川はBOD,海域はCODの環境基準の達成状況

1(2) 工場・事業場の監視指導

工場・事業場に対し立入調査を行い、規制基準等の遵守状況及び公害防止施設の維持管理の状況等について監視・指導を行うとともに、主要なばい煙発生施設を設置している7工場については、テレメータシステムによる常時監視を行った。

また、吹付けアスベスト除去等の工事に対しても立入調査を行い、飛散防止対策について監視・指導を行った。

立 入 工 場 ・ 事 業 場 数		アスベスト除去等工事立入数
大 気 関 係	水 質 関 係	
121	302	10

中小企業者による環境保全施設の設置及び改善を促進するため、環境保全施設整備等資金の貸付制度の周知を図った。なお、吹付けアスベスト対策を継続するため、当貸付制度にアスベスト対策の項目を追加している。

1(3) 騒音、振動、悪臭対策の推進

交通騒音・振動の状況及び騒音に係る環境基準等の維持・達成状況等を把握するため、市町村と協力して各種調査を行った。

悪臭については、苦情処理対策として市町と連携を図り、助言・技術支援等を行った。

1(4) ダイオキシン類の監視

ア 常時監視

大気については4地点、公共用水域の水質（底質を含む。）については5地点、地下水質については8地点、土壌については12地点のダイオキシン類の汚染状況の常時監視を行った。

○ 環境基準の達成状況

区 分	測定地点数	達成地点数	達成率 (%)
大 気	4	4	100
公共用水域（水質）	5	5	100
公共用水域（底質）	5	5	100
地下水質	8	8	100
土 壌	12	12	100

イ 発生源監視

排出ガスについては10施設、排水については3事業場においてダイオキシン類の排出濃度の測定を行った。

その結果、排出ガス及び排水について、全ての事業場で排出基準以下であった。

1(5) 分析測定機器等整備

常時監視体制及び保健環境センターの試験・研究体制等の充実強化を図るため、分析測定機器の賃借を継続するとともに、地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）を活用して、大気・水質環境に係る機器の一部を更新した。

2 瀬戸内海の水質保全（環境管理課）

2(1) 総量削減計画の推進

平成19年6月に告示した第6次総量削減計画を達成するため、総量規制基準を新・増設事業場に対しては平成19年9月1日から適用するとともに、既設事業場に対しては平成21年4月1日から適用した後、総量削減指導を行った。

3 生活排水対策の推進（環境整備課ゴミゼロ推進室、環境管理課、農村振興課、下水環境課）

3(1) 市町村生活排水対策の推進

生活排水対策として、県・市町村が連携して啓発活動を総合的に推進するため、「徳島県生活排水対策要綱」に基づき、地域に応じた啓発活動等を実施するとともに、生活排水が環境に影響を与えることを実感してもらい、家庭からの汚濁負荷を減らすことを心がけてもらうための講義・実習である「みんなで水質汚濁を考える教室」を実施した。

また、関係機関と連携し、浄化槽の適正な維持管理を推進するため、浄化槽設置者に対して浄化槽の正しい知識の普及を図るとともに、法定検査未受検者に対し、維持管理に関する指導を行った。

3(2) 地域の特性に応じた生活排水処理対策を実施

生活排水による水質の汚濁を防ぎ、きれいな水環境を保つため、都市部、農村や山間部などの地域の特性に応じた生活排水対策として、流域下水道、公共下水道及び農業集落排水施設、浄化槽の整備を図った。

課名	事業名	実施個所 (H22)	事業費 (H22)	処理人口 (H22末)	人口普及率 (H22末)
下水環境課	公共下水道事業	5市 4町 10箇所	百万円 3,782.8	} 117,269 人	} % 14.8
	特定環境保全公共 下水道事業	2市 4町 8箇所	931.0		
	流域下水道事業	1箇所	0		
農村振興課	農業集落排水事業	2市1町 4箇所	140.9	21,160	2.7
環境整備課 ゴミゼロ推進室	浄化槽整備事業	8市 16町村 2,302基	(県費補助) 101.1	245,211	30.9

4 化学物質のリスク管理の推進（環境管理課）

4(1) リスクコミュニケーションの推進

県内事業所からの化学物質の排出状況等について、ホームページで情報発信するとともに、化学物質に対する地域住民の理解を深め、リスクコミュニケーションの推進を図るため、化学物質リスクコミュニケーション推進事業として、大規模工場におけるモデル的なリスクコミュニケーション（事業者と地域住民との懇談会等）の実施支援や、県民・事業者等を対象に化学物質のリスクやリスクコミュニケーションに関するセミナーを開催した。

4(2) 化学物質適正管理の推進

県内の化学物質排出把握管理促進法に基づく届出対象事業所315事業所に対して、同法に基づくP R T R制度により自らの化学物質排出状況を把握するとともに、その排出削減に向け対策を講ずるよう助言・指導を行った。

4(3) 石綿健康被害救済基金拠出金

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年2月10日公布）に基づき、労災補償等の対象とならないアスベストによる健康被害者及びその遺族に対し、迅速な救済を図るため、国の要請に基づき、独立行政法人環境再生保全機構に設置されている、「石綿健康被害救済基金」へ、10,650,000円を拠出した。

5 適正な土砂等の埋立て等の推進（環境管理課）

5(1) 土砂等の埋立て等の許可・監視・指導

生活環境保全条例に基づき、土砂等の埋立て等に伴う土壌汚染及び崩落等の災害防止のため、特定事業（一定規模以上の埋立て等）の許可を行い、特定事業及び無許可等の不適切な埋立て行為に対する監視・指導を行った。

- 特定事業の許可件数 13件
- 埋立箇所の監視回数 1,477回（延べ数）

2 廃棄物処理体制の充実

1 廃棄物ゼロ社会づくりの推進（環境首都課，環境整備課ゴミゼロ推進室）

1(1) ゼロエミッション構想の推進

あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す「ゼロエミッション構想」を推進するため、リサイクル施設の整備に対する低利融資制度や補助制度の推進及び産学官民の交流の場を提供する「とくしま環境ビジネス交流会議」の開催など、本県における環境関連産業の創出・振興方策，さらに、ホームページを活用した循環資源の情報交換システムの運営，研修事業等を実施した。

- 平成22年度環境関連産業立地促進資金の実施（預託実績） 1件

1(2) リサイクル製品等の認定・普及

県内で製造される優良なリサイクル製品や，3Rに積極的に取り組み，著しい成果を上げている県内事業所を県が認定し，普及を図った。

また，環境にやさしい取り組みを行う店を「エコショップ」として認定し，普及を図った。

- 平成22年度末 リサイクル製品認定数 35製品
- 平成22年度末 3 Rモデル事業所認定数 25事業所
- 平成22年度末 エコショップ認定数 449店舗等

1(3) 循環型社会関連法等の普及啓発

循環型社会形成推進基本法をはじめとする循環型社会関連法や各種リサイクル制度の普及啓発を行った。

また、環境美化、ごみの減量化等を県民、事業者、行政が一体となって推進するため、「とくしま環境県民会議」との連携の下、各種普及啓発活動を実施した。

1(4) エコイベントの普及

環境への負荷をできるだけ少なくするように配慮したエコイベントを普及するため、ごみ対策などの環境配慮項目を盛り込んだ「エコイベントマニュアル」に基づき、その普及を図った。

2 ごみの減量化・再生利用と適正処理の推進（環境整備課，環境整備課ゴミゼロ推進室）

2(1) ごみ減量化・再生利用の推進

市町村等におけるごみ処理量は高い水準で推移しているなど、廃棄物を巡る様々な問題が生じていることから、これまでの大量廃棄型の社会システムを見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を形成することが不可欠となっている。そのため、循環型社会構築に向けた県民、事業者、行政等の役割と基本施策を定めた「第三期徳島県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物行政の推進に努めた。

2(2) 産業廃棄物処理対策の推進

ア 産業廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律や徳島県産業廃棄物処理指導要綱に基づき、産業廃棄物処理業の許可及び排出事業所、処理業者への定期的な立入調査の実施等適正処理の指導を行うとともに、優良産業廃棄物処理業者認定制度の創設・認定を含め産業廃棄物処理業者の指導育成、徳島県不法投棄等対策会議の運営などにより、産業廃棄物の適正処理の確保に努めた。

また、排出事業所及び処理業者に対し、関係法令等の概要についての周知に努めた。

- 県内の産業廃棄物の排出事業所及び処理業者への立入検査 延べ18,061回

○ 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可状況（平成23年3月31日現在）

（単位：業者数）

区 分	産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業
収集・運搬業	1,136	103
中間処理業	20	1
最終処分業	2	0
中間処理業，最終処分業	1	0
収集・運搬業，中間処理業	81	5
収集・運搬業，最終処分業	2	0
収集・運搬業，中間処理業，最終処分業	3	0
計	1,245	109

（注）産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業は，重複しているものがある。

○ 優良産業廃棄物処理業者認定制度による認定業者数（平成23年3月31日現在）

第3区分	15業者
第2区分	13業者
第1区分	11業者

イ 産業廃棄物の分析

排出事業所等における産業廃棄物及び最終処分場の浸出水の分析を実施し，その性状を把握し，安全性の確認を行った。

29事業所 57検体

ウ 社団法人徳島県産業廃棄物処理協会の指導

産業廃棄物の適正処理を推進するため，社団法人徳島県産業廃棄物処理協会に，産業廃棄物処理業者の指導育成が円滑に行われるよう指導した。

エ 不法投棄対策等

関係機関との情報交換及び不法投棄防止の啓発を行うなどにより，産業廃棄物の不適正処理の防止を推進した。

オ PCB廃棄物処理のための基金拠出

中小企業者等のPCB廃棄物処理費用の助成を行うため，独立行政法人環境再生保全機構に設置されている基金に対し補助を行った。

3 廃棄物処理施設の整備（環境整備課ゴミゼロ推進室）

3(1) 資源循環型のごみ処理施設の整備

県内におけるごみを衛生的に処理し生活環境を保全するために，ごみ処理施設の整備推進に努めた。

○ 徳島県のごみ焼却施設

設置主体	平成22年度の現況	
	規模 (t/日)	備 考
徳島市	190・180	
鳴門市	60	休止
鳴門市	70	
小松島市	70	
勝浦町	9	休止
石井町	30	
那賀町	16	
海部郡衛生処理事務組合	50	
松茂町	20	
北島町	26	
中央広域環境施設組合	120	
中央広域環境施設組合	94	休止
吉野川市 (旧・鴨島町)	36	休止
美馬環境整備組合	72	
みよし広域連合	50	
三好市 (旧・東祖谷山村)	3	休止
藍住町	30	
吉野川市 (旧・山川町)	13	廃止
阿南市	120	
板野町	16	休止
つるぎ町 (旧・一宇村)	2	休止
美馬市 (旧・木屋平村)	2	休止
計 (施設数22)	1,266	(休止222tを含む)

3(2) し尿処理施設の整備

生活様式の変化により、自家処理の減少傾向に伴い、浄化槽による処理が増加し、浄化槽汚泥も増加傾向にある。

そのため、市町村に対し、し尿処理施設等の計画的な整備を指導した。

○ 徳島県のし尿処理施設

設置主体	平成22年度の現況
	規模 (kl/日)
徳島市	120・150
鳴門市	85
小松島市外三町村衛生組合	87
阿南市	106
那賀町	16
海部郡衛生処理事務組合	25・20

(次のページへ続く)

(前のページからの続き)

阿北環境整備組合	100
吉野川環境整備組合	70
みよし広域連合	70
松茂町	20
北島町	30
藍住町	30
板野町	20
石井町	35
計 (施設数16)	984